

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定によつて、福山港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成三十年三月十二日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾計画の変更の概要

平成十年四月十六日付け広島県報によつてその概要を公告した福山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 公共埠頭計画

地区名	施設及び規模
一文字	既設 岸壁 水深五・五メートル 五バース 延長四五〇メートル 岸壁 水深五・〇メートル 一バース 延長一〇五メートル 埠頭用地 八ヘクタール（荷さばき施設用地及び保管施設用地）
沖浦	既設 岸壁 水深四・五メートル 七バース 延長四二〇メートル 埠頭用地 三ヘクタール（荷さばき施設用地及び保管施設用地）

2 土地利用計画

地区名	施設及び規模
内港	交流厚生用地 一ヘクタール 工業用地 二一ヘクタール 都市機能用地 五ヘクタール 交通機能用地 三ヘクタール 緑地 四ヘクタール

3 港湾施設の利用

地区名	施設及び規模
一文字	岸壁 水深五・五メートル 五バース 延長四五〇メートル （物資補給岸壁） 岸壁 水深五・〇メートル 一バース 延長一〇五メートル （物資補給岸壁）
沖浦	岸壁 水深四・五メートル 七バース 延長四二〇メートル （物資補給岸壁）

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木建築局港湾漁港整備課（広島市中区基町一〇番五二号）